

県営住宅八幡団地 1 ・ 2 棟共用部照明設備 L E D 化改修工事

図 面 リ ス ト		
図面番号	図 面 名 称	縮 尺
E - 0 / 1 2	表紙、図面リスト	--
1 / 1 2	電気設備工事特記仕様書（1）	--
2 / 1 2	電気設備工事特記仕様書（2）	--
3 / 1 2	配置図、附近見取図	1 : 3 0 0
4 / 1 2	照明器具参考姿図、ローポールライト更新参考姿図、特記	--
5 / 1 2	共用灯設備 1 棟 配置図（改修）	1 : 1 0 0
6 / 1 2	共用灯設備 1 棟 2、3 階平面図（改修）	1 : 1 0 0
7 / 1 2	共用灯設備 2 棟 配置図（改修）	1 : 1 0 0
8 / 1 2	共用灯設備 2 棟 2、3 階平面図（改修）	1 : 1 0 0
9 / 1 2	1 棟 配置図（非常照明包含範囲参考図）	1 : 1 0 0
1 0 / 1 2	1 棟 2、3 階平面図（非常照明包含範囲参考図）	1 : 1 0 0
1 1 / 1 2	2 棟 配置図（非常照明包含範囲参考図）	1 : 1 0 0
1 2 / 1 2	2 棟 2、3 階平面図（非常照明包含範囲参考図）	1 : 1 0 0



電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1 工事場所

倉吉市八幡町

2 建物概要

番号	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
1	1棟	RC	3	1,192.53	() 項	
2	2棟	RC	3	1,195.26	() 項	
3					() 項	
4					() 項	
5					() 項	

3 工事種目

(● 印の付いたものが対象工事種目)

工事種目	番号	1	2	3	4	5	屋外	備考
○ 電灯設備	○	○					○	
● 動力設備								
● 電熱設備								
● 雷保護設備								
● 受変電設備								
● 電力貯蔵設備								
● 発電設備								
● 構内情報通信網設備								
● 構内交換設備								
● 情報表示設備								
● 映像・音響設備								
● 拡声設備								
● 誘導支援設備								
● テレビ共同受信設備								
● 監視カメラ設備								
● 駐車場管制設備								
● 防犯・入退室管理設備								
● 火災報知設備								
● 中央監視制御設備								
● 医療関係設備								
○ 構内配電線路	○	○					○	
● 構内通信線路								
● テレビ電波障害防除設備								
● ガス漏れ火災警報設備								
● 機械設備工事								
● 建築工事								

4 設備概要

(本工事における工事種目ごとの概要を示すもので、仕様を規定するものではない。)

● の付いたものを適用する。

	項目	特記事項
電灯設備	○ 電気方式 ○ 非常用照明器具 ● 誘導灯	幹線 ○ 単相3線式100/200V ● 直流2線式100V 分岐 ○ 単相2線式 (○ 100V ○ 200V) ● 直流2線式100V 光源 ○ LED ● 蛍光灯 ● 白熱灯 ● 電池内蔵形 ● 電源別置形 ● 避難口 ● 階段通路 ● 廊下通路 ● 室内通路
動力設備	● 電気方式	幹線 ● 三相3線式200V ● 単相2線式200V ● 単相3線式100/200V 分岐 ● 三相3線式200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V)
雷保護設備	● 受雷部 ● 避雷導線 ● 接地極	● 突針 ● 棟上げ導体 ● その他金属体 () ● 建築構造体利用 ● 引下げ導線 ● 建築構造体利用 ● 接地極埋設
受変電設備	● 電気方式 ● 契約電力 ● 設備方式 ● 機器類	高圧 三相3線式 6.6kV 低圧 三相3線式200V ● 単相3線式100/200V ● 単相2線式 (● 100V ● 200V) 改修工事 既存設備 ● kW 新営工事 ● 100kW未満 ● 100kW以上500kW未満 ● 500kW以上 ● 屋内形 ● 屋外形 ● キュービクル式配電盤 (● P形 ● CB-1形 ● CB-2形) ● 高圧スイッチギア、変圧器盤 (CB-3形) 変圧器 三相 kVA、単相 kVA ● 油入 ● モールド 主遮断器 ● 限流ヒューズ ● VCB

Ⅱ. 特記仕様

1 一般事項

(1) 現場説明書、質問回答書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の標準仕様等のうち●印の付いたものによる。
○ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和7年版) (以下、「標準仕様書」という。)
○ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和7年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)
○ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和7年版) (以下、「標準図」という。)

(2) 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針 (令和7年版)」 (以下「監理指針」という。) を適用する。
(3) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの標準仕様書及び監理指針を適用する。

2 特記事項

(1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は○の付いたものを適用する。
○の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。○と⊗の付いた場合は共に適用する。
(3) 一般共通事項のうち () 項は、● 建築 ● 機械設備 工事特記仕様書による。

	項目	特記事項
一般共通事項	① 官公署その他への手続	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査に必要な資機材、労務等を提供する。
	② 電気保安技術者	事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。 なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第1編第1章第3節1. 3. 2によるものとし、一般用電気工作物に係る工事についても、事業用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。 契約電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に工事安全計画書を作成し監督職員に提出する。 引渡しを要するもの ※ 無し ● 有り () 引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。 特別管理産業廃棄物 ※ 無し ● 有り ● 本工事において調査を行う (● PCB使用機器 ● アスベスト含有設備資機材 (● 配線用遮断機 ●)) PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量PCB分析 ※ 無し ● 有り
	3 電気工事士	
	4 工事安全計画書等	
	⑤ 発生材の分析及び処理	

⑥ 機材等

⑦ 機材の品質・性能証明

⑧ 施工図等

⑨ 完成写真等

⑩ 完成図等

11 他工事との取合い

⑫ 工事用電力・水・その他

⑬ 表示板

14 足場

本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上の品質及び性能を有するものとする。
また、製造者等が定められている機材については、Ⅲ. 機材によるほかこれらと同等以上のものとする。ただし、これらと同等以上のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料をあらかじめ監督職員に提出して承諾を受ける。
なお、(一社) 公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」による場合は評価書の写しを監督職員に提出するものとする。
使用する機材がⅢ. 機材による場合は、標準仕様書第1編第1章第4節1. 4. 2(2)の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績書等は除く。
提出した施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用权は発注者に移譲するものとする。
国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編 令和5年版」によるほか、監督職員の指示による。下記ものを提出する。

区分	分類・規格	撮影箇所	部数	電子データの提出
工事写真	カラー	各工種工程毎	※ 1部 ● 部	※ 要 ● 不要
完成写真	カラー	監督職員の指示による	※ 2部 ● 部	※ 要 ● 不要

次の図書を工事の完成引渡し時に監督職員に提出する。

区分	名称	部数
※ 完成図原図	完成図 ● 原紙 ※ CADデータ ※ PDFデータ 施工図 ● 原紙 ※ CADデータ ※ PDFデータ	※ 2部 ● 部
※ 完成図 2つ折製本	※ 完成図 (縮小版) ● 施工図 (縮小版)	※ 2部 ● 部
※ 完成図書	※ 完成図 (縮小版) ※ 保証書 (写し) ※ A 4版市販ファイル ※ 主要機器図 ※ 官公署届出書類 (写し) ※ A 4版黒紙製本 ※ 試験成績書	※ 2部 ● 部
※ 保守用説明書 A 4版ファイル	※ 保守に関する指導案内書 ※ 機器取扱説明書 ※ 主要機器一覧表	※ 2部 ● 部
※ 保証書		1 部
※ 官公署届出書類		1 部

※ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼り付ける。

有限会社 亀山設計

鳥取県米子市両三柳724番地11
一級建築士事務所 登録第05-1356号

CHECK

DRAWING

縮尺

A2: --

設計年月日

R 8. 08

工事名称

県営住宅八幡団地1・2棟共用部照明設備LED化改修工事

図面名称

電気設備工事特記仕様書 (1)

図面番号

E-1/12

NO

15

工事用仮設物

16

土工事

17

電線類

18

電線本数・管路等

19

屋外露出配管の仕上げ

20

露出配管の塗装（付属品含む）

21

波付硬質合成樹脂管（FEP）

22

フラッシュプレートの材質

23

カバープレートの表示

24

ブルボックスの塗装

25

耐震施工

26

接地極

27

屋上、屋側の支持金物等

28

結露防止

29

アスベスト含有建材の処理

構内にあることが※できる

●できない

埋め戻し土※根切土の中の良質土●山砂の類（）●真砂土（）

建設発生土の処理●構外に搬出し適切に処理※構内敷きならし●構内の指示する場所に堆積

本工事では環境配慮の観点から、原則としてEMケーブルを使用するものとする。

EM電線類で規格等の定めのないものはハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。

通信ケーブルでJCS規格にない対数のケーブルはJCS規格に準じたものとする。

壁内配線はEM電線を使用する。ただし、製造者標準品と特記したものは除く。

ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルはハロゲン及び鉛を含まない材料とする。

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。

屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は、溶融亜鉛めっき仕上げ〔めつき付着量300g/m²以上〕とする。

塗装する部分●屋上●屋側●屋外●廊下●機械室●居室（）●

波付硬質合成樹脂管（FEP）を使用する場合は不燃又は難燃性とする。

●金属製（ステンレス、新金属も含む）●樹脂製

シール等を貼付し、用途を表示する。

ステンレス製ブルボックスの塗装※無（素地仕上）●有（指定色仕上）

設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の一般機器について、製造者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。

1）機器の据付け及び取付け

設計用水平地震力は、機器重量〔kN〕に、地域係数と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

設計用標準水平震度

		●特定の施設		●一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.0	
	防振支持の機器		2.0	1.5	
	水槽類		1.5	1.0	
中間階	機器	1.5	1.0	0.6	
	防振支持の機器		1.5	1.0	
	水槽類		1.0	0.6	
地下及び1階	機器	1.0	0.6	0.4	
	防振支持の機器		1.0		
	水槽類		1.5	0.6	

上層階の定義2～6階建：最上階、7～9階建：上層2階、10～12階建：上層3階、13階以上：上層4階

中間階の定義地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

水槽類には燃料小出槽を含む

重要機器（●配電盤●非常用発電装置●交換装置●直流電源装置●UPS装置

●火災報知受信機●中央監視制御装置●通信総合盤●）

2）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

3）設備機器の耐震支持及びアンカーボルトの許容耐力と選定については、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」（（一財）日本建築センター）を参考にする。

接地極の材料は次による。

接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極
●共同接地	E _A E _D	10Ω以下	EB×3連～2組
●共同接地	E _A E _C E _D	10Ω以下	EB×3連～2組
●A種	E _A	10Ω以下	EB×3連～2組
●B種	E _B	Ω以下	EB×2連～2組
●C種	E _C	10Ω以下	EB×3連～2組
●D種	E _D	100Ω以下	EB×1
●高圧避雷器	E _{LH}	10Ω以下	EB×3連～2組
●交換機用	E _t	Ω以下	EB×3連～1組
●通信用	E _A t	10Ω以下	EB×3連～2組
●通信用	E _D t及びE _D a	100Ω以下	EB×1
●電話引込口の保安器用	E _{Lt}	100Ω以下	EB×1
●測定用	E _o	－	EB×1

（連結の場合、EBはD＝14L＝1500またはW＝40L＝1200とする）

（E_o、E_Dt、E_Da、E_Lt、E_oの場合、EBはD＝10L＝1000またはW＝30L＝900以上とする）

（その他単独の場合、EBはD＝14L＝1500またはW＝40L＝1200とする）

ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛メッキを施したものとする。

外気に面する壁、スラブ等で打ちこみとなる位置ボックスは保温、結露防止処理を行う。

公共建築改修工事標準仕様書（建築工編）9章環境配慮改修工事1節石綿含有建材の除去工事による。

処理を行うアスベスト含有建材の仕様等

建材の内容・箇所	仕様等	処理を行う範囲

※県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録業者を活用するものとする。

※官公署その他への手続きは、同仕様書によるほか、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、石綿障害予防規則、鳥取県石綿健康被害防止条例等の関係法令に基づいて行う。

●施工調査（分析によるアスベスト含有建材の調査）を行う。

分析方法はJISA1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による。

●アスベスト粉じん濃度測定を行う。

（測定時期：測定場所：測定点：）

●洗浄設備（洗眼、うがいの設備）及び更衣設備を設ける。

●作業場の養生として、処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉じん飛散を防止する。

対象箇所（）

30

補修など

31

はつり

32

はつり工事における非破壊検査

33

あと施工アンカー

34

室内空気中の化学物質の濃度測定

35

火災保険等

36

鳥取県公共事業環境配慮指針

37

建築物省エネ法

1

電灯設備

2

動力設備

3

雷保護設備

4

受変電設備

5

電力許置設備

6

発電設備

7

構内交換設備

8

情報表示設備

9

映像音響設備

10

施設

11

誘導

12

火災報知設備

13

構内配電線路

14

構内通信線路

15

テレビ電波受信障害調査

16

その他

17

電気設備工事

18

電気設備工事特記仕様書

19

電気設備工事特記仕様書

20

電気設備工事特記仕様書

21

電気設備工事特記仕様書

22

電気設備工事特記仕様書

23

電気設備工事特記仕様書

24

電気設備工事特記仕様書

25

電気設備工事特記仕様書

26

電気設備工事特記仕様書

27

電気設備工事特記仕様書

28

電気設備工事特記仕様書

29

電気設備工事特記仕様書

30

電気設備工事特記仕様書

31

電気設備工事特記仕様書

32

電気設備工事特記仕様書

33

電気設備工事特記仕様書

34

電気設備工事特記仕様書

35

電気設備工事特記仕様書

36

電気設備工事特記仕様書

37

電気設備工事特記仕様書

38

電気設備工事特記仕様書

39

電気設備工事特記仕様書

40

電気設備工事特記仕様書

41

電気設備工事特記仕様書

42

電気設備工事特記仕様書

43

電気設備工事特記仕様書

44

電気設備工事特記仕様書

45

電気設備工事特記仕様書

46

電気設備工事特記仕様書

47

電気設備工事特記仕様書

48

電気設備工事特記仕様書

49

電気設備工事特記仕様書

50

電気設備工事特記仕様書

51

電気設備工事特記仕様書

52

電気設備工事特記仕様書

53

電気設備工事特記仕様書

54

電気設備工事特記仕様書

55

電気設備工事特記仕様書</

ローボールライト更新参考図

(※下図記載の改修方法は参考とする。)

新設灯具 E、E' (左図参考図参照)

リニューアルポール (φ99, 6) (耐風速60m/s)
(ステンレス鋼板、アクリル塗装)

モルタル根巻き
E → φ250
E' → φ200

引掛金具
(亜鉛鋼板)

切断部

φ7穴開口
(アース渡り線接続用)

既設配管

既設ポール (φ196、φ120)

既設ポール用アース渡り線

797

761

60

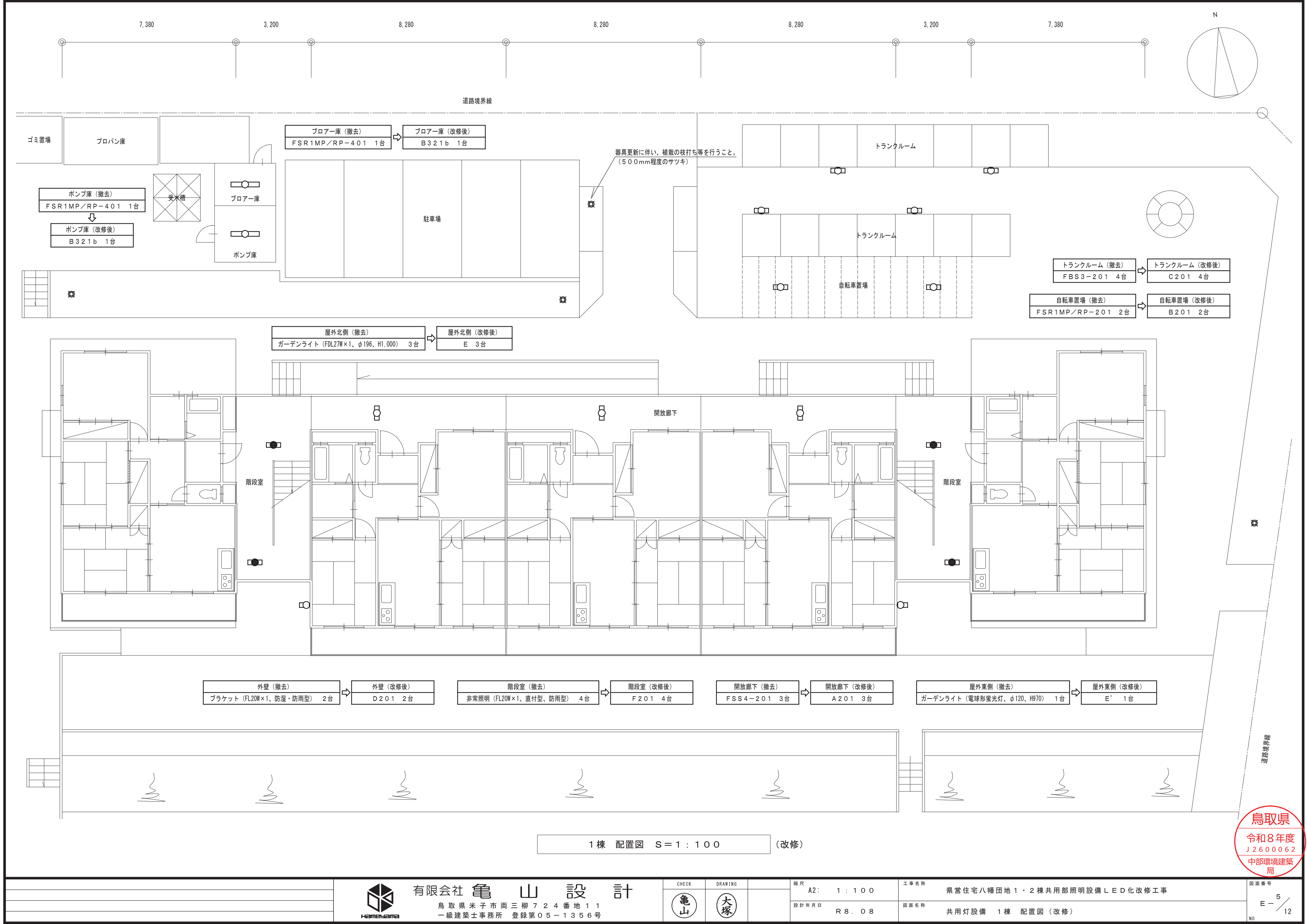
90

105

GL

特 記

1. 図中太線部分の照明器具は、原則既設器具と同じ位置でLED照明器具へ更新のこと。
既設取付用ボルトのうち状態に問題ないものについては再利用してもよい。
再付用できない場合は、あと施工アランカーにてスラブ等構造体に支持すること。（3kg未満の器具は除く）
2. 特記無き配管・配線・ボックス類は、既設再用とする。
3. ローボールライトのボール切断時に、配管及びケーブルを損傷しないよう、注意して施工を行うこと。
4. 作業に伴う足場工事・養生・清掃片付け等は本工事とする。
取付高さが3mを超えて4m以下の部分は脚立足場を用いて作業することを想定している。
5. 既設建物を使用しながらの工事であるため、既設設備を十分確認し、住民生活への影響を最小限にできるよう、日程等を建物担当者及び監督員と調整の上、作業を行うこと。
6. 施工中の動線計画及び仮設計画については監督員と調整の上行うこと。
7. 施工前・施工後に照度測定を実施すること。測定箇所は監督員の指示による。
8. 日本リサイクルセンター（JBR C）の回収リサイクルシステムの回収対象蓄電池は、同回収リサイクルシステムにより処理を行うこと。
9. F201点検用リモコンを1台納入すること。



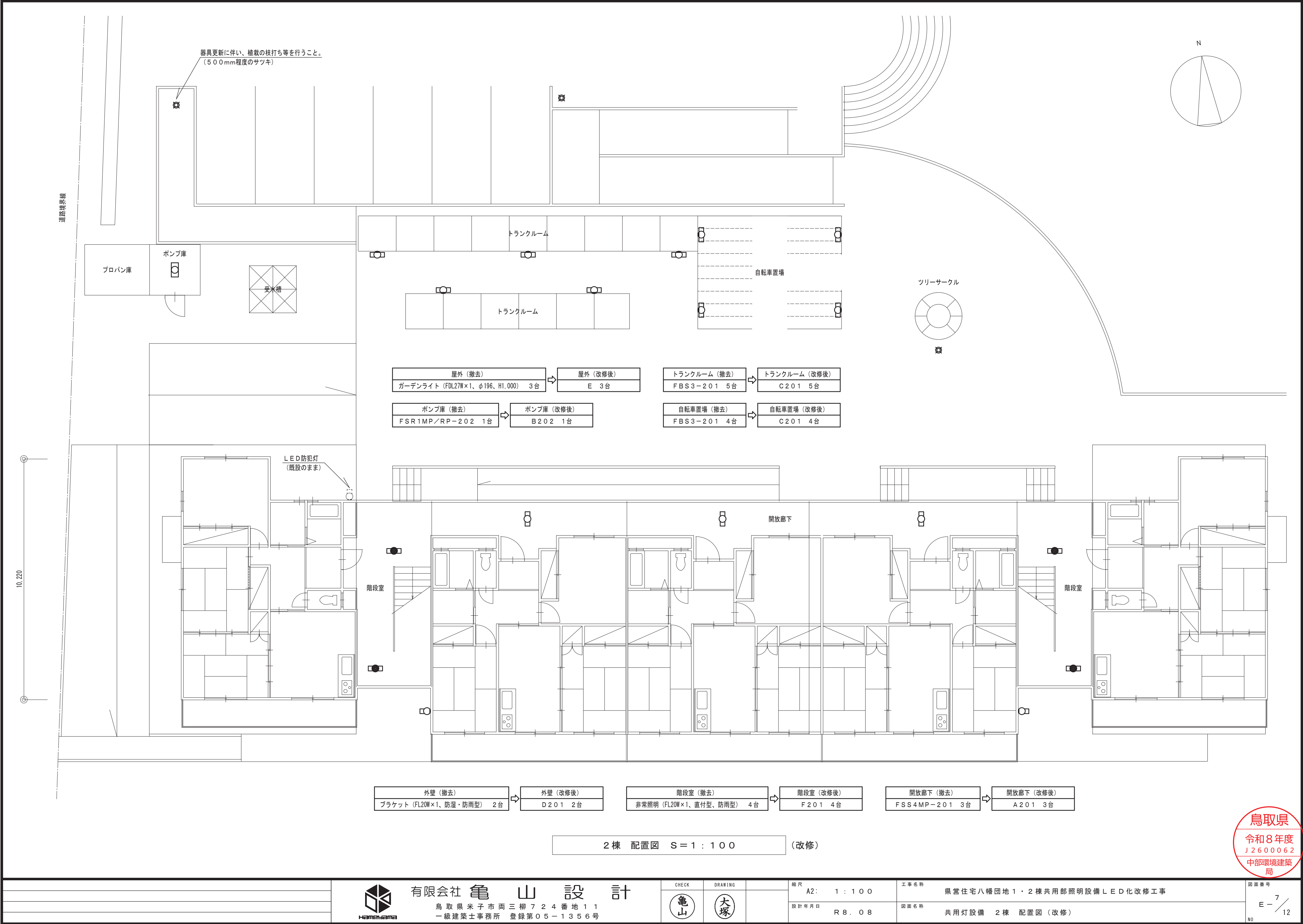
鳥取県
令和8年度
J260062
中部環境建築
局

 有限会社 亀山設計 鳥取県米子市両三柳724番地11 一級建築士事務所 登録第05-1356号		CHECK 	DRAWING 	縮尺 A2: 1:100 設計年月日 R8.08	工事名称 県営住宅八幡団地1・2棟共用部照明設備LED化改修工事 図面名称 共用灯設備 1棟 配置図 (改修)	図面番号 E-5/12 NO
--	--	--	--	-----------------------------------	--	----------------------



階段室（撤去）	⇒	階段室（改修後）	開放廊下（撤去）	⇒	開放廊下（改修後）
非常照明（FL20W×1、直付型、防雨型） 4台		F201 4台	FSS4-201 3台		A201 3台

鳥取県
令和8年度
J2600062
中部環境建築
局



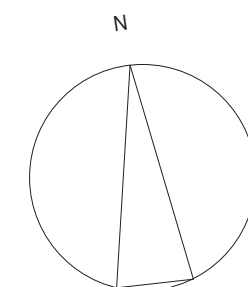
有限会社 亀山設計
鳥取県米子市両三柳724番地11
一級建築士事務所 登録第05-1356号

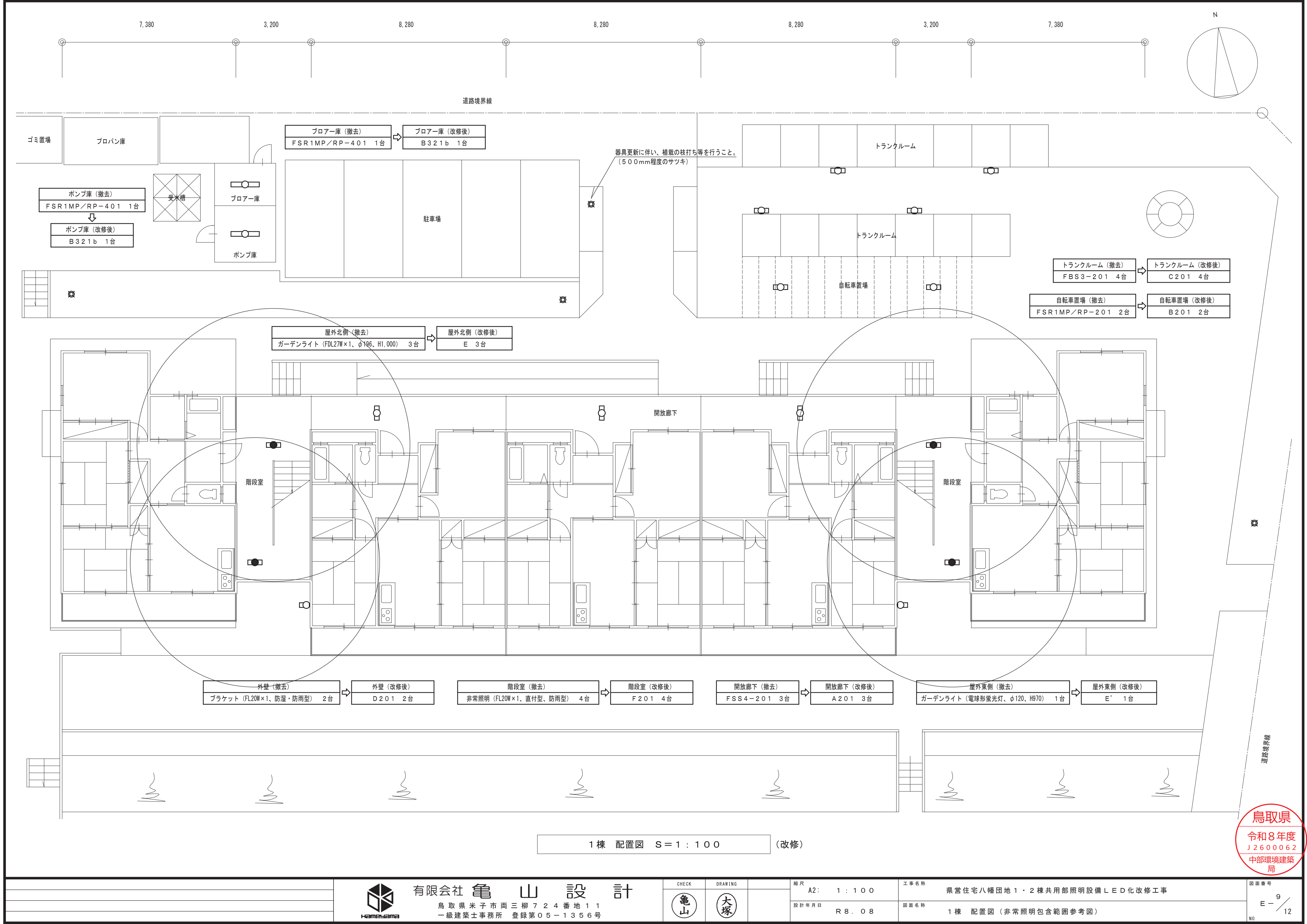


縮尺
A2: 1:100
設計年月日
R8.08

工事名称
県営住宅八幡団地1・2棟共用部照明設備LED化改修工事
図面名称
共用灯設備 2棟 配置図 (改修)

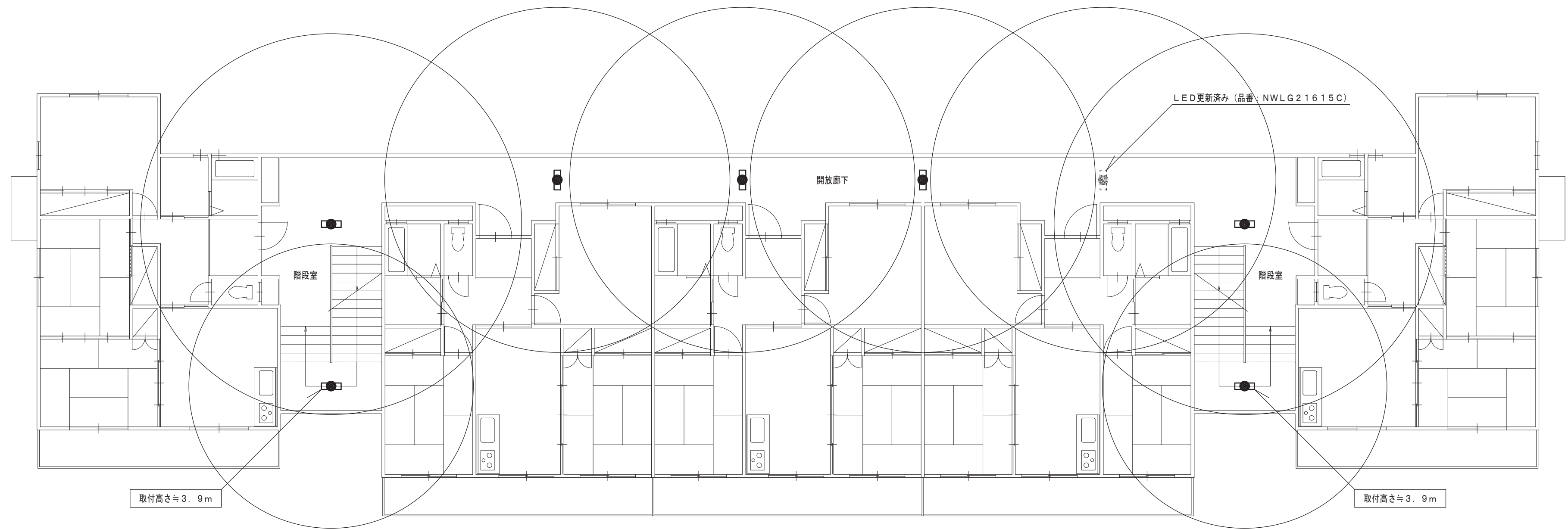
図面番号
E-7/12
NO



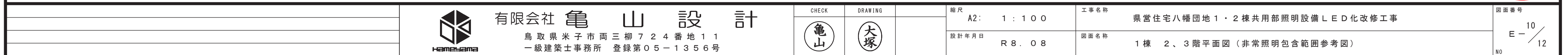
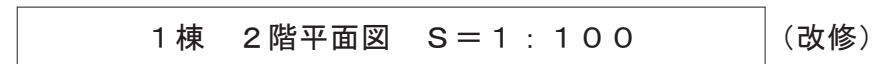


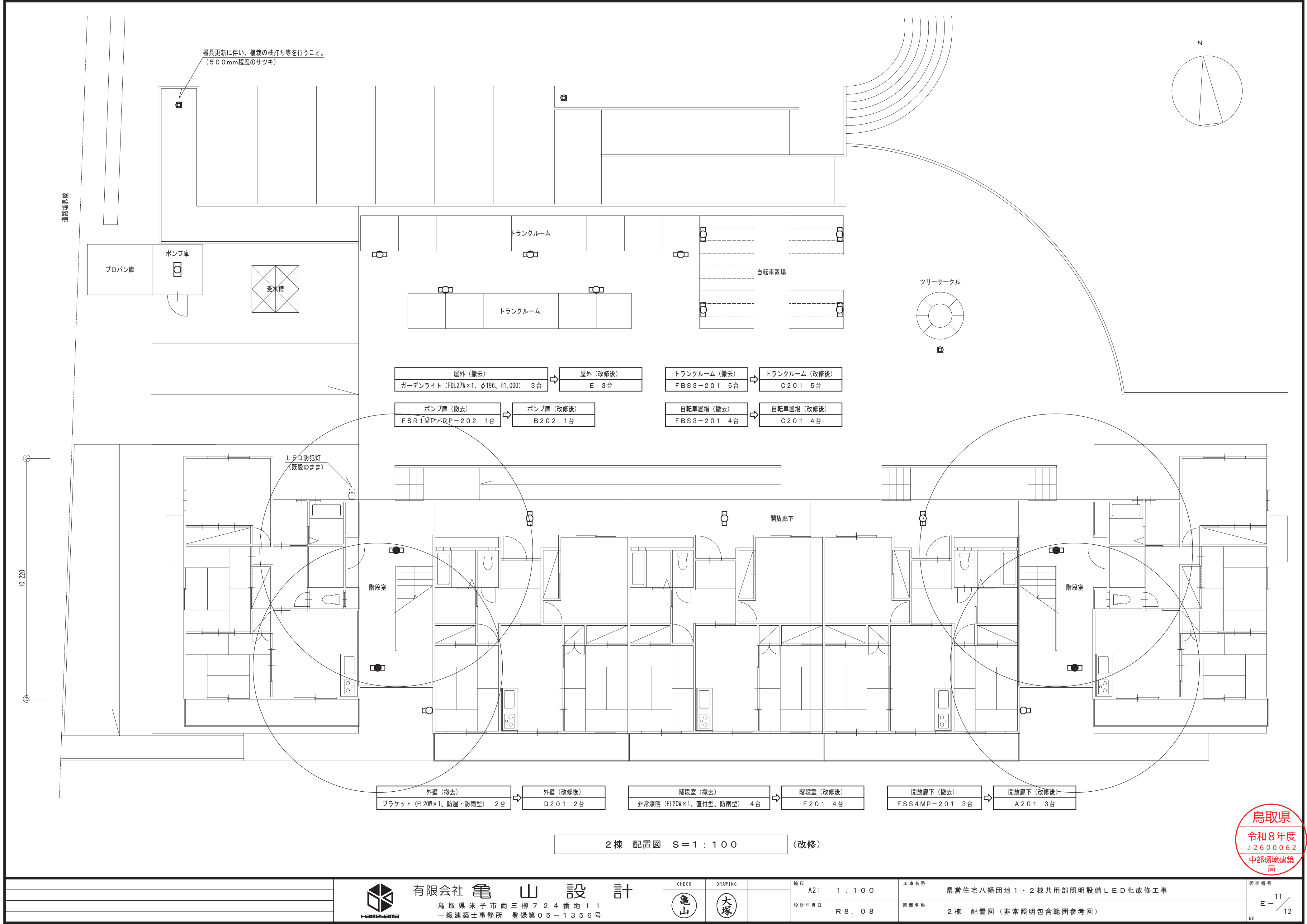
鳥取県
令和8年度
J2600062
中部環境建築局

	 有限会社 亀山設計 鳥取県米子市両三柳724番地11 一級建築士事務所 登録第05-1356号	CHECK  DRAWING 	縮尺 A2: 1:100 設計年月日 R8.08	工事名称 県営住宅八幡団地1・2棟共用部照明設備LED化改修工事 図面名称 1棟 配置図 (非常照明包含範囲参考図)	図面番号 E-9/12 NO
--	--	---	-----------------------------------	---	----------------------



1棟 3階平面図 S=1:100 (改修)







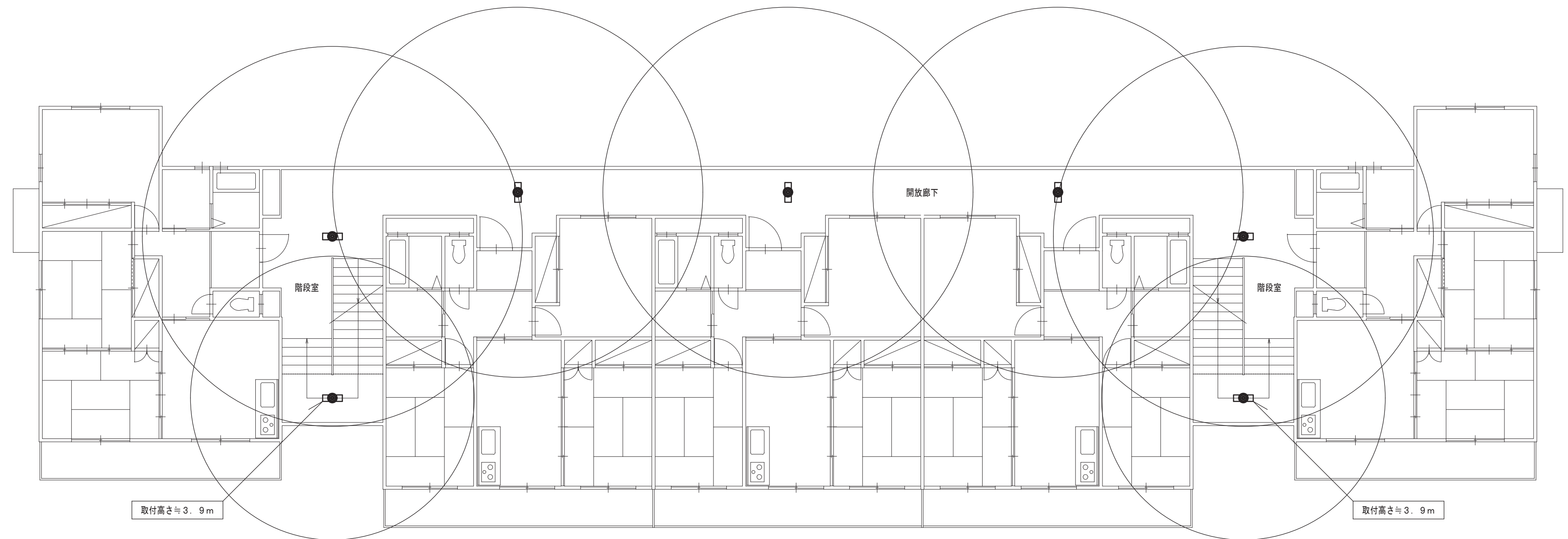
有限会社 亀山設計
鳥取県米子市両三柳724番地11
一級建築士事務所 登録第05-1356号

CHECK	DRAWING
	

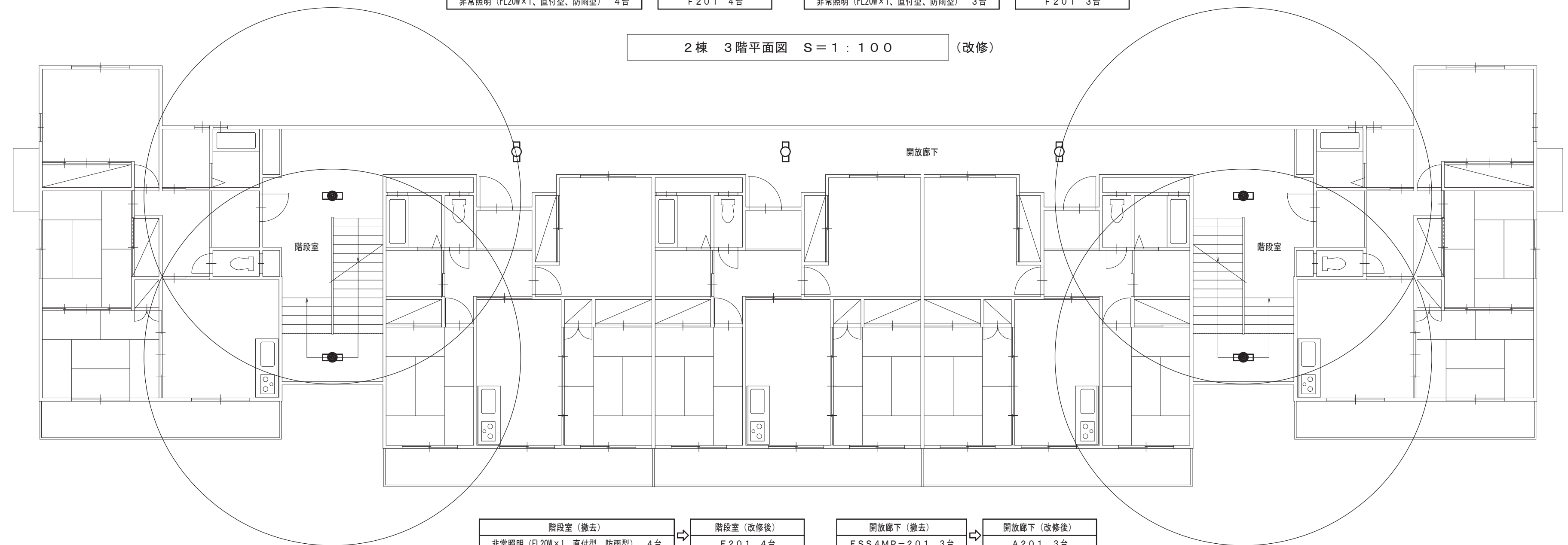
縮尺	A2: 1:100
設計年月日	R8.08

工事名称	県営住宅八幡団地1・2棟共用部照明設備LED化改修工事
図面名称	2棟 配置図 (非常照明包含範囲参考図)

図面番号	E-11/12
NO	



2棟 3階平面図 S=1:100 (改修)



2棟 2階平面図 S=1:100 (改修)